

義援金(第一次配分)のお知らせ

石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられた義援金の第一次配分をご案内します。全住民対象の義援金に関しては、県のコールセンター(☎0120-102-829)へお問い合わせください。

■配分金額と必要書類

・人的被害

被害区分	申請出来る人	必要書類	配分金額 (1人あたり)
死者 行方不明者	配偶者または 直系の遺族 (子、父母、孫、祖父母)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通帳またはキャッシュカードの写し 死亡診断書の写し 遺族であることを証明できる書類 (戸籍謄本など) 住民登録がなかった場合は、居住していたことの証明書類 (水道、電気などの料金明細など) 	20万円
重傷者※	負傷した本人	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通帳またはキャッシュカードの写し 医師の診断書の写し 	10万円

※1カ月以上の治療を要する人

・住家被害

被害区分 (り災証明書の認定)	申請出来る人	必要書類	配分金額 (1世帯あたり)
全壊 みなし全壊※	世帯主	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 通帳またはキャッシュカードの写し り災証明書の写し 住民登録がなかった場合は、居住していたことの証明書類 (水道、電気などの料金明細など) みなし全壊の場合は、解体証明書の写し減失登記済みの登記簿謄本 	20万円
大規模半壊			15万円
中規模半壊			10万円
半壊			5万円

※り災証明書の判定が大規模半壊、中規模半壊、半壊だが、やむを得ず解体した場合

■申請方法

1. 郵送申請 宛先：〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階
七尾市役所健康福祉部福祉課
2. 窓口申請 総合支援窓口(パトリア4階フォーラム七尾 多目的ホール)

問 義援金配分委員会事務局 ☎076-225-1412(配分対象および配分金額に関すること)
福祉課 ☎53-3625(配分、申請手続きに関すること)

災害弔慰金・災害障害見舞金

■災害弔慰金

地震により亡くなった人のご遺族に支給します。

亡くなった人が生計維持者	500万円
亡くなった人がその他の人	250万円

■災害障害見舞金

地震により重度の障害を受けた人に支給します。

生計維持者	250万円
その他の人	125万円

問 福祉課 ☎53-8418